

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 27 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

災 害 廃 棄 物 対 策 室

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨により発生した災害廃棄物の仮置場における
リチウムイオン電池等による火災防止について（周知）

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨により各地で被害が生じており、発生した災害廃棄物については、各市町村が設置した仮置場において受入れ及び保管が行われることが想定されます。

近年、廃棄物処理施設等において、リチウムイオン電池が混入した廃棄物に起因すると考えられる火災事例が発生しています。また、夏季の高温環境下においては、発熱・発火リスクが高まることが懸念されます。

災害廃棄物の仮置場には、災害廃棄物としてリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）が搬入される可能性があることから、仮置場における火災の未然防止及び早期発見のため、下記事項について貴管内市区町村への周知をお願いします。

記

1. 仮置場での分別について

リチウムイオン電池等については、発火リスクがあるため、仮置場への搬入品目とはしない、もしくは搬入する場合でも、他の品目と分別することを検討いただきますようお願いいたします。

また、小型家電類についても、リチウムイオン電池が含まれる可能性があるため、可能な限り他の品目と区分して仮置場に搬入し、可燃物とはできる限り離して保管するよう御留意ください。

2. 巡回及び監視の強化等

小型家電類等の保管場所及びその周辺については、定期的な巡回を実施し、発熱、発煙、異臭その他の異常の有無を確認し、異常の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

特に高温となる時間帯においては、巡回頻度を増やすなど監視体制の強化に努めるとともに、消火器等の消火設備の配置状況を改めて御確認ください。

3. 仮置場における作業員・住民等への周知について

上記のリチウムイオン電池等の扱いに関して、仮置場で作業をされる方や、災害廃棄物を搬入される住民等へ周知する際には、以下の情報を御参照ください。

(1) リチウムイオン電池が使用されている製品（例）

充電することで繰り返し使用できるもの、コンセントに繋がなくても動く製品、光る製品について、リチウムイオン電池が使用されております。

以下の図が、リチウムイオン電池が使用されている製品の例となりますので、御参考ください。



(2) リチウムイオン電池等の排出時の注意事項

リチウムイオン電池等を排出する際には、以下の点に御注意ください。



(3) リチウムイオン電池等に関する情報について

リチウムイオン電池等に関する情報については、リチウムイオン電池等に関する環境省の特設サイトを御参照ください。

【リチウムイオン電池等に関する環境省の特設サイト】

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

以上

【問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

担当：國分、松永

TEL：03-5521-3154（直通）

E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp

災害廃棄物対策室

担当：田中、野口

TEL：03-5521-8358（直通）

E-Mail：hairi-saigai@env.go.jp